

子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために  
～全国の学校関係者の皆様へ～  
—文部科学大臣メッセージ—

全国の教育職員等の皆様におかれては、日々子供たち、保護者、地域住民の皆様との信頼関係を築きながら子供たちの指導にご尽力いただいていることに、感謝申し上げます。

一方で、ごく一部ではありますが、教師という立場を悪用して子供たちに対して「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等が行われている事案が発生していることは言語道断であり、そのことにより、子供たちの尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、子供たちの成長を真に願いながら指導されている大多数の教育職員等の皆様に対する社会からの信頼が毀損されるような事態が生じていることについて、誠に遺憾に思っています。

令和3年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止、早期発見・対応のための取組が国、自治体、学校等において進められてきましたが、いまだ教育職員等による許しがたい児童生徒性暴力等が発生していることを踏まえ、各学校設置者及び任命権者におかれては、子供たちを性暴力等から守りぬくため、改めて、教育職員等に対する研修や、相談体制の整備・周知など必要な措置を速やかに講ずるようお願いいたします。

また、子供たちが被害に遭ってしまった際に声を上げられるようにすることも重要であり、「生命(いのち)の安全教育」に取り組むようお願いいたします。

そして、万が一にも、教育職員等による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、同法及び同法に基づく基本的指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底をお願いいたします。

文部科学省においても、児童生徒等を一部の悪意ある教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意で、引き続き全力で対策を進めてまいります。

令和5年10月20日  
文部科学大臣 盛山正仁